

手続きに関する解説

保安監督者

《関係法令》一般則第 64 条第 2 項、液石則 62 条第 2 項

1 説明

一般則第 64 条第 2 項及び液石則第 62 条第 2 項における「製造に係る保安について監督させるもの」のことを「保安監督者（通称）」とし、本県ではその選任に当たっては、届出をお願いしています。

なお、保安監督者を選任できる事業者は、保安監督者を選任することにより、保安統括者等の選任を免除できます。

2 選任要件

・保安監督者の選任要件（一般則）

	保安監督者の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者	実務経験等の内容
一般則	保安監督者 ・移動式製造設備（六フッ化硫黄ガス、空気、液化ヘリウム、液化アルゴン、液化窒素、液化酸素、液化炭酸ガス、液化六フッ化硫黄若しくは液化フルオロカーボン）を製造する者 ・気化器若しくは減圧弁によりヘリウムガス、アルゴンガス、窒素ガス若しくは酸素ガスを製造する者 ・気化器若しくは減圧弁若しくはこれらと同様の機能を有するバルブにより炭酸ガスを製造する者（一日の冷凍能力（冷凍保安規則第五条に規定する冷凍能力をいう。）が十トン未満の冷凍設備を使用して気化器等に付属する液化炭酸ガスの貯蔵設備内の当該ガスを冷却する場合を含む。）	/	六フッ化硫黄ガス、空気、液化ヘリウム、液化アルゴン、液化窒素、液化酸素、液化炭酸ガス、液化六フッ化硫黄又は液化フルオロカーボンの製造又は販売に関し六月以上の経験
			学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
			学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業した者又は協会が行う特定高圧ガスの取扱いに関する講習の課程を修了した者であつて、特定高圧ガスの製造又は消費に関し六月以上の経験を有する者
	保安監督者 ・処理能力が千立方メートル未満のスクーバダイビング用等呼吸用の空気を容器に充填するための定置式製造設備（当該設備内の圧力が常用の圧力を超えた場合に自動的に充填を停止する機能を有するものに限る。）を設置する者	甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状	スクーバダイビング用等呼吸用の空気の製造に関し六月以上の経験
	/	スクーバダイビング用等呼吸用の空気の製造に関し一年以上の経験	

・保安監督者の選任要件(一般則)

	保安監督者の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者	実務経験等の内容
一 般 則	保安監督者 ・処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、専ら天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に天然ガスを充填する者	甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状	可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験
	保安監督者 ・処理能力が二十五立方メートル未満の圧縮水素スタンド又は移動式圧縮水素スタンド(当該圧縮水素スタンド内又は当該移動式圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用圧力が八十二メガパスカル以下のものに限る。)により、圧縮水素を製造する者	甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状	圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験 圧縮水素スタンドにおける高压ガスの製造に関する講習を修了した者であつて、圧縮天然ガススタンドに係る高压ガスの製造に関し六月以上の経験
	一般則第7条の4第1項又は同条第2項の圧縮水素スタンド(顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンド)は、に限る。	甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状	圧縮水素スタンドにおける高压ガスの製造に関する講習を修了した者であつて、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者

・保安監督者の選任要件(液石則)

	保安監督者の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者	実務経験等の内容
液 石 則	保安監督者 ・処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、専ら液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に液化石油ガスを充填する者	甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状	液化石油ガスの製造に関し六月以上の経験
	保安監督者 ・移動式製造設備により製造をする者		液化石油ガス法第三十七条の五第四項の講習の課程を修了した者

3 様式及び添付書類

様式 一般則、液石則・・・任意様式 1 保安監督者届書

○ 添付書類例

- ・製造保安責任者免状の写し(選任要件で免状取得が要件でない場合、又は解任の場合は添付不要)

4 手数料

なし。

5 記入例

「別紙 記入例」のとおり。